

自転車に乗られる皆さんへ

自転車も車のなかま「**軽車両**」です！

交通ルールを守り、歩行者に配慮し、自転車を安全に利用しましょう

特に注意をしなければならない場所

- 1 歩道
- 2 交差点
- 3 横断歩道



1 歩道では

- 歩行者と安全な間隔を空けて、すぐに止まれるように徐行しましょう。
- 通行を妨げたり、接触する恐れがある時は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩きましょう。
- 道路標示による普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を徐行しましょう。

自転車が歩道を通行できるのは、次のとおりです。

- 車道又は交通の状況に照らし、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者及び、身体の不自由な方が運転するとき。
- 交通規制により歩道を通行できるとされているとき。

2 交差点では

- 車やバイクの飛び出し、横断歩行者などの見落としに注意しましょう。
- 見通しの悪い交差点では、必ず一時停止を行いましょう。
- 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。



道路を横断するときは

【信号機・一時停止標識】

- 設けられている交差点・・・信号、道路標識に従って通行。
※「歩行者・自転車専用」と表示のある場合は、この信号に従い、一時停止場所では、一時停止をしましょう。
- 設けられていない交差点・・・左右の安全を確認して通行。

【自転車横断帯】

- 設けられている交差点・・・自転車横断帯を通行。
- 設けられていない交差点・・・車道部分または、横断歩道を通行。
※横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩きましょう。

- ※ 信号の変わり目の無理な横断や、見切り発進は、大変危険です。
- ※ 見通しが悪い交差点では、標識等がなくても一時停止を行い安全を確認しましょう。

- ※ 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければなりません。
- ※ 車両等は、交差点又は、その手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければなりません。
(道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の直前で停止)。

3 横断歩道では

- 横断歩行者の通行を妨げないようにしましょう。通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩きましょう。
- 交差点以外の道路を横断する時は、左右からの車両や、周囲の歩行者などに注意しましょう。
- 歩行者がいない場合でも、すぐに止まれるように徐行しましょう。



- ※ 自転車横断帯がある場所は、その自転車横断帯を通行しましょう。
- ※ 横断後は、道路の左側端に寄って通行しましょう(※車道の左側通行が原則です)。